

准看護師養成カリキュラムへの単位制の導入について

日本医師会常任理事

青 木 重 孝

1. 厚生労働省医政局長宛要望書
2. 主な医療関係職の養成カリキュラム（単位数・修業年限）

日医発第672号(地I129)

平成17年11月14日

厚生労働省医政局長

松谷有希雄 殿

日本医師会長

植松治雄

准看護師養成カリキュラムへの単位制の導入について(要望)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会として、准看護師教育の充実をはかるため、下記の通り准看護師養成カリキュラムに単位制を導入することを強く要望いたします。

記

【提言】

1. 他の看護師課程と同様、准看護師課程にも単位制を導入する。
2. 総単位数は、高校衛生看護科と同じ54単位以上とする。
3. ただし、1単位あたりの時間数については、入学者の教育背景・基礎学力の実態を考慮して弾力的に実施できるようにする。その場合、講義は1単位=15～30時間、実習は1単位=30～45時間の間で設定する。
総時間数は1700時間以上が望ましい。
4. 准看護師教育の特色として、「基礎看護」と「成人・老年看護」を中心に教育の充実を図る。
5. 他の学校教育と同様、既修得単位の認定制を導入する。

具体的なカリキュラム例を別紙に示す。

【提言理由】

1. 学校・教員の裁量の拡大

現行の准看護師課程カリキュラムは、高校衛生看護科の単位制（学習指導要領による単位制＝1単位35時間）に合わせて各科目が全て35時間単位で組まれているため、画一的であり、各学校・教員の裁量の余地がない。現場の教員からは、現行の指定時間数を要しない科目があるとの指摘もある。

そこで、准看護師課程にも単位制を導入し、科目毎の時間数の設定に幅を持たせ、各学校・教員の裁量で、より効果的なカリキュラムを組むことができるようにする。

2. 入学者の高学歴化

准看護師課程の入学者の約96%は高卒以上であり、昨今は、大卒や社会人入学者が大幅に増えている。このような状況において、中卒レベルを基準とするカリキュラムでは実態にそぐわない面が出てきており、適切に対応していくことが求められる。

そこで、既修得単位を認定し、これらの生徒が看護の学習に集中して取り組むことができるようにする。

単位制と既修得単位の認定は、他の学校教育では既に導入されていることから、准看護師課程への導入をはかるべきである。

【准看護師が地域で果たしている役割等について】

准看護師は、主に診療所や中小病院を中心とした地域の第一線の医療現場で重要な役割を果たしており、最近では療養や在宅看護の分野での活躍も大きくなっている。高齢社会の進展により、医療・介護を必要とする者のさらなる増加が予想される。

また、看護職を志す社会人、特に年齢の高い者にとって、准看護師資格取得の機会があることは非常に価値あることであり、そういった意味でも、准看護師養成所の意義は広く社会に認識され、評価されてよい。

准看護師養成所の教員たちは、優秀な准看護師を送り出すべく、どのように教育を充実させていくべきか、日々悩みながらも熱意を持って教育にあたっている。今回の提言は、現場の教員の協力を得て、本会の医療関係者対策委員会が准看護師課程の更なる充実を目指してまとめたものである。

国は、我々医療に携わっている者の危機意識と、現場の教員たちの熱意・声を真摯に受け止め、准看護師養成所の運営環境の整備に早急に取り組むべきである。

カリキュラム単位制 例1(案)

教育内容		現行 時間数	単位制(案)	
			単位数	時間数
基礎 科 目	国語	35	1	30
	外国語(英語)	35	1	30
	その他	35	1	30
	小計	105	3	90
専 門 基 礎 科 目	人体のしくみと働き	105	5	135
	疾病の成り立ち	70		
	食生活と栄養	35	3	90
	薬物と看護	35		
	感染と予防	35		
	看護と倫理	35	3	90
	患者の心理	35		
	保健医療福祉のしくみ 看護と法律	35		
	小計	385	11	315
	専 門 科 目	基礎看護 看護概論	315	9
基礎看護技術		210	6	210
臨床看護概論		70	2	60
成人看護 老年看護		210	6	210
母子看護		70	2	60
精神看護		70	2	60
小計		665	19	630
臨地実習				
基礎看護		210	6	180
成人看護 老年看護		385	11	385
母子看護		70	2	60
精神看護	70	2	60	
小計	735	21	685	
合計	1890	54	1720	

※専門基礎科目については、学校の裁量で効果的なカリキュラムを組むことが出来るようにする。

※人体のしくみと働き、疾病の成り立ちについては、30時間+15時間で計算。

※基礎看護技術・成人看護は30時間×4+45時間×2で計算。

カリキュラム単位制 例2(案)

教育内容		現行 時間数	単位制(案)		
			単位数	時間数	
基礎科目	国語	35	1	30	
	外国語(英語)	35	1	30	
	その他	35	1	30	
	小計	105	3	90	
専門基礎科目	人体のしくみと働き	105	4	105	
	食生活と栄養	35	1	30	
	薬物と看護	35	1	30	
	疾病の成り立ち	70	3	75	
	感染と予防	35	1	30	
	看護と倫理	35	1	30	
	患者の心理	35	1	30	
	保健医療福祉のしくみ 看護と法律	35	1	30	
	小計	385	13	360	
専門科目	基礎看護	315	12	360	
	看護概論	35	1	30	
	基礎看護技術	210	8	240	
	臨床看護概論	70	3	90	
	成人看護 老年看護	210	6	180	
	母子看護	70	2	60	
	精神看護	70	2	60	
	小計	665	22	660	
	目	臨地実習			
		基礎看護	210	6	270
成人看護 老年看護		385	11	390	
母子看護		70	2	60	
精神看護		70	2	60	
小計	735	21	780		
合計	1890	59	1890		

※学歴が多様であり、社会経験のある者も在学している現状から、基礎科目は各校で内容を設定。

※人体のしくみと働き、疾病の成り立ちについては、30時間+15時間で計算。

※成人・老年看護の実習は35時間×10+40時間×1で計算。

※基礎看護技術を強化。観察力・記録・報告する能力、根拠を踏まえた日常生活の援助技術ができるような内容とする。

主な医療関係職の養成カリキュラム（単位数・修業年限）

資 格	単位・時間数	修業年限
保健師	21 単位(+看護師)	6ヶ月以上
助産師	22 単位(+看護師)	〃
看護師（3年課程） 〃（2年課程）	93 単位 62 単位	3年以上 2年以上
准看護師	1890時間	2年以上
診療放射線技師	93 単位	3年以上
臨床検査技師	93 単位	3年以上
理学療法士	93 単位	3年以上
作業療法士	93 単位	3年以上
視能訓練士 ※	93 単位	3年以上
言語聴覚士 ※	93 単位	3年以上
義肢装具士 ※	93 単位	3年以上
臨床工学技士 ※	93 単位	3年以上
歯科衛生士	93 単位	3年以上
歯科技工士	2200時間	2年以上
あん摩マッサージ指圧師	77 単位	3年以上
はり師	79 単位	3年以上
きゅう師	77 単位	3年以上
柔道整復師	85 単位	3年以上

※指定科目履修・技能検定合格等により1年・2年課程等の短期養成施設があるが、ここでは一般の養成課程を挙げた。

<大学設置基準第21条2項の規定による単位の計算方法>

- ・講義及び演習 1単位＝15時間から30時間までの範囲
- ・実験、実習及び実技 1単位＝30時間から45時間までの範囲